

令和 7 年度 事業報告書

自：令和 7 年 4 月 1 日

至：令和 8 年 3 月 3 1 日

一般社団法人熊本地域大学ネットワーク機構

1. 法人の概要

(1) 一般社団法人の名称

一般社団法人熊本地域大学ネットワーク機構

(2) 事務所の所在地

熊本県熊本市中央区黒髪2丁目39番1号

(3) 一般社団法人設立年月日

令和5年4月3日

(4) 大学等連携推進法人の認定を受けた年月日

令和5年11月30日

(5) 社員の構成

名称	(設置者が設置する大学名)
国立大学法人熊本大学	熊本大学
公立大学法人熊本県立大学	熊本県立大学
学校法人東海大学	東海大学

(6) 役員の構成

令和8年3月31日現在

名	氏名	所属機関名及びその役職名
代表理事	小川 久雄	熊本大学長
副代表理事	堤 裕昭	熊本県立大学長
専務理事	富澤 一仁	熊本大学理事・副学長（大学改革・評価担当）
理事	木之内 均	東海大学副学長（熊本キャンパス担当）
理事	城本 啓介	熊本大学情報融合学環長
監事	梅川日出樹	熊本県立大学理事（事務局長）

(7) 事務局体制

令和8年3月31日現在

役職	氏名	所属機関名及びその役職名
事務局長	池上 多美子	熊本地域大学ネットワーク機構 事務局長
係長	端羽 広憲	熊本大学自然科学系事務課教務担当係 長

2. 活動概要

一般社団法人 熊本地域大学ネットワーク機構（以下、本法人）は、熊本県内に活動拠点を置く熊本大学、熊本県立大学及び東海大学の高等教育機関がこれまでの連携によって推進してきた熊本県地域における高等教育の機能強化を更に発展させることを通じ、多様化する学修者のニーズや社会からの人材育成等に係る要請に応えるとともに、熊本県地域の発展に貢献することを目指し、積極的に事業を推進している。

これにより、第3事業年度となる令和7年度においては、大学等連携推進法人の参加法人社員である熊本大学、熊本県立大学及び東海大学は、合計5科目の連携開設科目（他の社員校が開設する科目を自学で開設したものとみなして単位認定できる制度）の実施にあたり、各大学のリソースを最大限活用し、教学上の特例措置を活用した事業を行った。

また、12月には、大学等連携推進評議会と、「くまもとDX人材育成プラットフォーム」協議会及び教育プログラム検討委員会を同時開催し、連携開設科目の開講状況等、事業の状況について報告を行い、当該科目に係る評価を受け、令和8年度以降の連携教育の取り組みについて活発な意見交換を行うなど、当初予定していた令和7年度事業計画を予定どおり実施した。

3. 事業の活動状況

（1）法人運営関係

（i）会議・委員会の開催

本法人の事業運営及び財務等に関する重要事項を審議するため、次の会議等を開催した。

（1）社員総会

開催	議案	開催日
第1回	令和6年度決算の承認、理事及び監事の選任、令和6年度事業報告	令和7年6月18日
第2回	令和8年度会費等の徴収について	決議の省略 (※令和8年3月2日)

（2）理事会

開催	議案	開催日
第1回	令和6年度事業報告及び決算の承認、第1回社員総会招集の決定	決議の省略 (※令和7年5月30日)
第2回	代表理事、副代表理事及び専務理事の選定	令和7年6月18日
第3回	令和8年度事業計画書及び収支予算書の承認、第2回社員総会招集の決定、代表理事、副代表理事及び専務理事の職務の執行状況、令和7年度連携開設科目の実施状況	決議の省略 (※令和8年3月2日)

(3) 大学等連携推進評議会

第1回	連携開設科目の運用状況やDX人材育成のためのPBL科目実施の観点からの評価、意見の提示	令和7年12月10日
-----	---	------------

- (4) 連携教育プログラム委員会（令和7年度開催回数：27回）火曜日/毎週
定例ミーティングを毎週開催し、SPARC教育プログラムの円滑な実施と進捗状況の管理等を行い、令和7年度開講の連携開設科目の運営と令和8年度開講の連携開設科目の開講に向けて準備を行った。

(ii) 法人運営体制及び広報活動

本法人の業務を円滑及び適切に処理し、法人に参加する社員間の情報共有と意思決定を行い、大学等連携推進業務を行うため、次の事業を行った。

(1) 事務局の運営

本法人の事務局は、事業責任大学の熊本大学キャンパス内共用棟黒髪1の4階に設置し、前年度同様に事務局長（専任）を配置して事務局運営を行った。

(2) 法人の広報活動及び情報公開

本法人の活動状況や、大学間連携事業について、関係大学の学生及び地域社会をはじめとする関係者に広く周知するため、本法人のホームページを活用し、広報活動を展開した。また、SPARC事業の活動状況についても、本法人のホームページに積極的に掲載を行った。

また、大学等連携推進法人の認定等に関する規程（令和3年文部科学省告示第17号）第7条第1項の規定に基づき、「事業報告書」、「貸借対照表及び正味財産増減計算書」、「監査報告書」を本法人のホームページに公開した。

今後、開示を求められる情報に加え、適宜ホームページを更新し、最新の情報を発信することとしている。

(3) 法人運営に必要となる各種規則等の整備

業務の適正を確保するため、本法人の運営に必要となる規則等の一部改正を行った。

(4) 関係機関等への諸手続

一般社団法人及び大学等連携推進法人に係る諸手続を適切に行った。（詳細は、「5. 登記・届出事項」を参照）。

(2) 大学等連携推進業務関係

(i) 教育面に関すること

(1) 人材育成の充実に関すること

既述のとおり、社員総会、理事会等を開催し、3大学が連携し、人材育成について情報共有と協議を行った。

(2) 連携開設科目の設置と運営に関すること

くまもとの未来を拓くグローバル DX 人材育成プロジェクト事業を推進するため、SPARC 事業の教育面の責任者（熊本大学情報融合学環長）、SPARC 事業担当者（熊本県立大学総合管理学部長等）等を構成員とする「連携教育プログラム委員会」を設置して、毎週の定例ミーティングを 27 回開催し、令和 7 年度開講の連携開設科目の運営及び令和 8 年度開講の連携開設科目について、科目の開講に向けて準備を行った。

また、その委員会開催にあたり、SPARC 教育プログラムの円滑な実施と進捗状況の管理等を行うため、実務担当者が参画するタスクフォースチームとして、連携開設科目に関する検討、LMS 構築チームを実施し、具体的な連携開設科目を運営し、令和 7 年度の前学期には、連携開設科目として、令和 6 年度開講した科目に加えて、新たに東海大学の科目「アグリマーケティング論」を前学期に開講し、熊本大学で 60 名、東海大学で 290 名、受講する科目となった。また、後学期に新規開講した東海大学の科目「グローバル企業家論」は、熊本大学で 60 名、東海大学で 150 名及び「アグリビジネス論」は、熊本大学で 60 名、東海大学で 260 名受講した。

(ii) 研究面に関すること

特になし

(iii) 大学運営等に関すること

令和 8 年度から実施予定のリカレント教育の運営・開講準備を行った。

(3) その他

特になし

4. 監査状況等

(i) 業務監査

監事が令和 7 年度に開催された各理事会に出席し、業務の執行状況を確認した。

令和 7 年 5 月 27 日に令和 6 年度における事業報告書(案)に基づき、業務監査を実施した。

(ii) 会計監査

令和 7 年 5 月 27 日に令和 6 年度における会計監査を実施した。

5. 登記・届出事項

○熊本市（市民税課）

令和 7 年度法人市民税に係る均等割申告書及び減免申請書

（提出日：令和 7 年 4 月 15 日）

○熊本県（県央広域本部総務部 課税第一課）

法人県民税に係る均等割申告書（提出日：令和 7 年 4 月 23 日）

○熊本地方法務局

役員変更登記（登記年月日：令和 7 年 7 月 4 日）

○熊本労働基準監督署

労働保険概算保険料申告書（提出日：令和 7 年 6 月 26 日）

○文部科学省（高等教育局 高等教育企画課 高等教育政策室）

大学等連携推進法人の認定等に関する規程第 7 条第 1 項の規定に基づき、事業報告書、貸借対照表及び正味財産増減計算書、監事の監査報告書を文部科学大臣宛に提出した（提出日：令和 7 年 6 月 24 日）

6. 附属明細書

令和 7 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書に記載すべき「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、これを作成しない。